

重点手続に関する業務プロセス改革計画（当初計画）の実施状況（平成23～24年度）

府省名：厚生労働省

手続分野名	社会保険・労働保険			計画策定年月日	平成24年5月25日	
主な手続名と手続数	概算・増加概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得届、健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、等21手続					
1 成果指標・目標						
成果指標・目標とその実績（途中経過を含む）	区分	業務プロセス改革計画（当初計画）で定められた事項			進捗状況（年度）	目標等の見直しについて（当初計画改定事項）
		成果指標	基準値（現状）	目標（達成時期等）		
①国民の利便性向上に関する指標	オンライン申請に要する時間	30分以上要する割合14%（23年度）	30分以上要する割合10%未満（26年度までに達成）※25年度14%以下	30分以上要する割合14%（23年度）		
	オンライン申請に係る利用者の満足度	35%（22年度）	50%（26年度までに達成）※25年度35%以上	55%（23年度）	60%（26年度までに達成）※25年度55%以上	
	オンライン申請のヘルプデスク（e-Gov）の応答率	72%（23年度上半期ピーク月）	80%（ピーク月における応答率）（26年度までに達成）※25年度72%以上	77.4%（24年度ピーク月における応答率）		
	②行政運営の効率化に関する指標	オンライン申請（磁気媒体含む）の受付1件当たりの費用	17円/件（22年度）	14円/件（25年度までに達成）	17円/件（23年度）	
	事務処理時間（概算・増加概算・確定保険料申告書／概算保険料の延納の申請1件あたりの受付から事業主控えの返送までの平均的所要日数）	7日/件（22年度）※既に保険関係成立届が提出されている事業	6日以内/件（25年度までに達成）	目標の達成に向けて、申請時における事業主控えの返送機能を簡素化するシステム開発を進めた。（24年度）		
	事務処理時間（雇用保険被保険者資格取得届／雇用保険被保険者資格喪失届／高齢雇用継続基本給付金の申請1件あたりの受付から事務処理が完了するまでの平均的所要日数）	10日以内/件（22年度）※繁忙期を除く、平均的な業務負担の場合	7日以内/件（25年度までに達成）	目標の達成に向けて、平成24年度業務運営方針に盛り込み、迅速な処理の徹底を図っている。（24年度）		
	事務処理時間（重点手続である国民年金・厚生年金保険老齢給付裁定請求書1件あたりの受付から事務処理が完了するまでの平均所要日数（サービススタンダード）2か月以内の達成率）	89.5%（22年度）	90%以上（25年度までに達成）	97.5%（23年度）		
	③国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標	オンライン利用率（ICT活用を含む）	50%（22年度）（86,641千件（22年度））	56%（25年度までに達成）（99,695千件（25年度））	50%（23年度）（86,804千件（23年度））	
	④その他					
	2 取組事項等					
事項	業務プロセス改革計画（当初計画）で定められた事項	平成23～24年度における実施状況			取組事項の見直しについて（当初計画改定事項）	
		取組事項の実施状況（実施時期）		取組を進める上での課題（取組が進んでいない場合、その原因・理由等）、利用者等の意見・要望等		
①手続の必要性の見直し	①住民基本台帳ネットワークシステムとの情報連携により、平成23年7月から年金受給者の死亡届及び住所変更届の原則省略化により、負担の軽減を図る。加えて、被保険者住所変更届等についても、住民基本台帳ネットワークシステムとの情報連携を検討する。【社会保険】	①住民基本台帳ネットワークシステムとの情報連携により、年金受給者の死亡届及び住所変更届の原則省略化を図った。（平成23年7月）		①被保険者に係る届出省略については、住民票コードの収録率が約88%の状況にあること、住民基本台帳ネットワークの住所に居室番号（方書き）を収録していない市町村があること等の課題があり、マイナンバーの実施も踏まえる必要がある。		
②申請に必要な書類の削減・簡素化	①e-Govの次期システム更改等、電子申請を取り巻く状況等を勘案しつつ、簡素化を検討する。【労働保険適用徴収】 ②雇用保険資格取得届については、添付書類を原則廃止したところであり、さらに、平成23年11月より、社会保険労務士が電子申請を利用する際の確認資料の照合省略について、「過去の実績3年」の制限を撤廃した。今後、社会保険労務士の更なる利用促進を図る。【雇用保険】 ③別送扱いとしている各種届書の添付書類について、届書ごとの必要性の検証や取扱い方法の見直しの検討を平成23年度から実施し、申請の負担を軽減する。【社会保険】	①社会保険労務士が事業主に代行して申請を行う場合、提出代行証明書を添付することで事業主の電子証明書を省略可能としていたが、一括申請の年度更新申告の手続きについて提出代行証明書の代わりに、より簡易な労働保険番号及びアクセスコードの一覧表を添付することで、事業主の電子証明書を省略可能とした。（平成23年2月） ②社会保険労務士が電子申請を利用する際の確認資料の照合省略について、「過去の実績3年」の制限を撤廃した。（平成23年11月）また、利便性向上の観点から社会保険労務士を含めた申請者向けに「雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり）」のマニュアルを策定し、e-Gov上に掲載した。（平成23年12月） ③別送扱いとしていた各種届書の添付書類について、画像ファイルによる添付を可能とした。併せて、電子申請時の添付ファイルの容量制限（300KB）を撤廃した。このことにより、申請データを含め		③社会保険労務士を含めた利用者から、社会保険手続の画像ファイルの添付形式にPDFを追加すること、申請時のデータ容量の上限を拡大することについての要望があり、実現に向けて検討する		

		<p>5MB までの電子申請を可能とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・算定基礎届総括表及び総括表附表、賞与支払届総括表（平成 24 年 4 月）</li> <li>・主要な届書（7 届書）に係る添付書類（平成 24 年 10 月） （添付を可能とした書類の例）事業所所在地・名称変更（訂正）届に必要な法人（商業）登記簿謄本の写し等</li> </ul>	<p>こととしている。</p>	
<p>③申請システムの使い勝手の向上等</p>	<p>①e-Gov については、「新たなオンライン利用に関する計画」（平成 23 年 8 月 3 日 高度情報ネットワーク社会推進戦略本部決定）に基づき、平成 23 年度中に総務省行政管理局及び e-Gov 電子申請システムと連携している 6 省庁によって構成する検討会議を設け、利用者の利便性・満足度や費用対効果の観点から今後の役割・機能の検討を行う。</p> <p>②電子政府利用支援センター（e-Gov）において、申請・届出のピーク時等における利用者からの問い合わせに対応するため、ヘルプデスクにおける利用者支援体制の改善を図る。（平成 26 年度）</p> <p>③電子政府推進員を通じた意見・要望の集約、利用者に対するアンケート調査、ヘルプデスクが受け付けた問い合わせや意見・要望の分析等様々な手段を通じて、利用者のニーズを把握し、オンライン申請の利便性を向上させる取組に活用する。【上記いずれも労働保険適用徴収・雇用保険・社会保険共通】</p> <p>④電子申請時において、事業主等へ申請書の控えを電子データで交付することについて、システム開発を進める。【労働保険適用徴収】</p> <p>⑤アクセスコードにより提供される、前年度の申告情報の拡充を実施する。【労働保険適用徴収】</p> <p>⑥雇用保険被保険者資格喪失届については、平成 23 年 11 月より、新たに離職票の交付ありの場合も電子申請を可能とした。今後、さらなる利用促進を図る観点から、平成 24 年度には「雇用保険被保険者資格喪失届提出後の離職票交付の申請」についても電子申請受付が可能となるよう実現に向けて検討する。【雇用保険】</p> <p>⑦e-Gov 電子申請システムからの電子公文書取得方法について、平成 23 年 5 月より、利用者からの問い合わせ等への対応として、職業安定局独自にマニュアルを作成し、e-Gov 上に掲載した。今後、マニュアルの周知を含め、利用者の利便性向上に努める。【雇用保険】</p> <p>⑧平成 23 年 11 月、民間開発ベンダー等に向けて、申請データのフォーマット（仕様）を公開したところであり、今後、利用促進に向け、情報収集を行う。【社会保険】</p> <p>⑨平成 23 年 12 月、電子媒体で提出可能な媒体の拡大（CD/DVD）を実施したところであり、電子媒体申請による効果的な届書作成についての周知及び利用勧奨を行う。【社会保険】</p> <p>⑩健康保険被扶養者（異動）届及び国民年金第 3 号被保険者関係届を電子媒体申請の対象手続に追加するとともに、e-Gov から CSV ファイル添付方式での申請を可能とする。（平成 23 年度に開発着手）【社会保険】</p>	<p>①②e-Gov については、6 省庁によって構成する「e-Gov 電子申請検討ワーキンググループ」において、利用者の利便性・満足度や費用対効果の観点から今後の役割・機能等について検討を行い、平成 26 年度に整備を予定している次期 e-Gov において取り組む見直しの基本的な方向性を示す「e-Gov 電子申請の見直しに関する方針」を策定した。（平成 24 年 3 月）</p> <p>当該方針を踏まえ、CIO 連絡会議において「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画」を改定した。（平成 24 年 9 月）</p> <p>③電子政府推進員を通じた意見・要望の集約、利用者に対するアンケート調査、ヘルプデスクが受け付けた問い合わせや意見・要望の分析、利用者団体との意見交換等を通して、利用者ニーズの把握に努め、上記最適化計画を踏まえた e-Gov の次期システム更改における要件定義の中で、ドラッグ&amp;ドロップによるファイル添付機能等の追加・改善などのオンライン申請の利便性向上に係る要望を反映させるため検討中（平成 24 年度）</p> <p>④年度更新申告手続きを含む一部申請手続きについて、申請者に対し申請書控えを返送する機能を実装した（平成 24 年 4 月（一部 6 月））。また、平成 25 年 1 月に電子申請可能な全ての申請手続きについて、申請書控え返送機能を実装した。（平成 24 年度）</p> <p>⑤年度更新申告手続きの際、アクセスコードを用いることで初期表示される前年度情報を拡充し、「事業又は作業の種類」「事業主住所・名称」等の情報を追加した（平成 24 年 6 月）。</p> <p>⑥雇用保険被保険者資格喪失届について、新たに離職票の交付を伴う場合も電子申請を可能とした。（平成 23 年 11 月）</p> <p>「雇用保険被保険者資格喪失届提出後の離職票交付の申請」について、平成 25 年 3 月の実施に向けてシステム開発を進めた。（平成 24 年度）。</p> <p>⑦電子公文書取得方法について、職業安定局独自にマニュアルを作成し、e-Gov 上に掲載した。（平成 23 年 5 月）</p> <p>利便性向上の観点から社会保険労務士を含めた申請者向けに「雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり）」のマニュアルを策定し、e-Gov 上に掲載した。（平成 23 年 12 月）</p> <p>⑧民間開発ベンダー等に向けて、申請データのフォーマット（仕様）を公開した。（平成 23 年 11 月）</p> <p>電子（媒体）申請の利便性の向上のため、利用者アンケートを実施し情報収集を行った。（平成 23 年 12 月）</p> <p>⑨電子媒体で提出可能な媒体の拡大（CD/DVD）を実施した。（平成 23 年 12 月）</p> <p>CD・DVD による届出に係る注意事項及び作成手順を日本年金機構ホームページに掲載した。（平成 23 年 12 月）</p> <p>日本年金機構ホームページに掲載している電子（媒体）申請に関する Q&amp;A の見直しを行った。（平成 24 年 3 月）</p> <p>事業主に送付する広報紙により電子媒体申請の利用勧奨を実施した。（平成 23 年 9 月～平成 24 年 10 月：計 7 回）</p> <p>⑩平成 25 年 10 月実施に向けて、健康保険被扶養者（異動）届及び国民年金第 3 号被保険者関係届の電子媒体申請及び e-Gov から CSV ファイル添付方式の申請が可能となるよう、システム開発に着手した。（平成 23 年度）</p>	<p>①②③左記方針等を踏まえ、次期 e-Gov のシステム更改に向けて、引き続き要件を整理し、設計・開発に着手する。</p> <p>⑤社会保険労務士を含めた利用者から、年度更新の申告書に一般拠出金の充当額欄を設けることについての要望があり、検討することとしている。</p>	

④オンライン申請時における本人確認方法に係る見直し等	<p>①労働保険手続について、社会保険労務士等による、提出代行時における事業主の電子署名の省略を引き続き可能とする。【労働保険適用徴収】</p> <p>②「オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン」を参考にリスク評価を行い、本人確認方法について検討する。(システム更改時期)【労働保険適用徴収・雇用保険・社会保険共通】</p>	<p>①平成23年度及び平成24年度についても、社会保険労務士による提出代行時における事業主の電子署名の省略を引き続き可能としている。</p> <p>②システム更改・改修時期ではないことから本人確認方法の再点検は未実施。(システム更改時期)</p>		
⑤バックオフィス業務の見直し	<p>①「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」に基づき、引き続き、業務・システムの効率化に取り組む。特に、口座振替制度の個別加入事業主への適用拡大及び還付金支払業務の集中化を実施する予定。【労働保険適用徴収】</p> <p>②雇用保険担当者に対し、研修等を通じ電子申請の制度概要、審査業務における留意点を周知し、電子申請審査業務の効果的・効率的な運用を図る。【雇用保険】</p> <p>③申請等の受付後の事務処理について、処理時間の短縮を図るため、業務プロセスの見直しを検討し平成23年度中に改善方法を整理する。【社会保険】</p>	<p>①口座振替については、全事業主への適用拡大を実施した。(平成23年度第3期～)また、平成25年度の実施に向けて還付金支払業務の集中化について検討を進めている。(24年度～)</p> <p>②雇用保険専門研修の講義内容に、電子申請の制度概要、審査業務における留意点等を盛り込み実施した。(平成24年6月、9月)</p> <p>③電子(媒体)申請の受付後の事務処理について、システムの画面表示や審査方法など業務システムの改善方法を整理した。(平成23年度)整理した改善内容に必要なシステム開発に向けて準備を進めた。(平成24年度)</p>		
⑥経済的インセンティブの向上等	該当なし			
⑦広報・普及啓発	<p>①都道府県労働局・労働基準監督署窓口において、電子申請についての利用勧奨を行う【労働保険適用徴収】、ハローワークの窓口で周知する。【雇用保険】</p> <p>②離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の電子申請による受付開始を始めとする電子申請の利用について、すべての適用事業所に対してハガキの送付等による周知・普及啓発を実施予定【雇用保険】</p> <p>③事業所の実態に応じて届書の提出方法(紙媒体、電子申請又は電子媒体申請)が選択できる等、利用者の立場から利用し易いように、日本年金機構ホームページの見直しを平成23年度から順次実施。また、機構関係者(年金委員等)に対する研修の場を活用した広報を検討・実施。その他、被保険者数の多い事業所への訪問等により電子媒体・電子申請の利用勧奨を行う。【社会保険】</p> <p>④メールマガジン、ツイッター等を活用して、事業所・企業の人事・労務担当者へのオンライン利用勧奨や有益な情報を発信する。【労働保険適用徴収・雇用保険・社会保険共通】</p> <p>⑤厚生労働省HP(「電子申請(申請・届出等の手続案内)」部分)の見直しを実施する。【労働保険適用徴収・雇用保険・社会保険共通】</p> <p>⑥国等が率先して、オンライン利用の拡大や業務の効率化を図る観点から、社会保険・労働保険に関する手続を国や地方公共団体が行う場合にオンライン申請を活用するよう周知に努める。【労働保険適用徴収・雇用保険・社会保険共通】</p>	<p>①都道府県労働局・労働基準監督署において、電子申請体験コーナーを設置し、電子申請への利用促進・勧奨を行った。(24年6月、7月)</p> <p>また、平成23年12月に「雇用保険関係手続きの電子申請のご案内」を作成し、HPに掲載するとともに、ハローワークに備え付けるなど周知に努めている。(平成23年12月)</p> <p>②離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の電子申請による受付開始を始めとした電子申請の利用について、すべての適用事業所に対してハガキの送付等による周知・普及啓発を実施した。(平成24年2月)</p> <p>③事業所の実態に応じた届書の提出方法が選択できるよう、媒体ごとの特性等を日本年金機構ホームページに掲載した。(平成24年2月)また、年金委員に対する研修、事業所調査等において利用勧奨を実施したほか、被保険者数の多い事業所へは年金事務所の職員が訪問しての利用勧奨を実施した。(平成24年2月～7月)</p> <p>④厚生労働省人事労務マガジンを活用し、事業所・企業の人事・労務担当者等に対して、オンライン申請のメリット等の情報を発信した。(平成24年10月)</p> <p>⑤厚生労働省HP(「電子申請(申請・届出等の手続案内)」部分)について、分かりやすさの観点等から見直しを進めている。(平成24年度)</p> <p>⑥社会保険・労働保険に関する手続を国や地方公共団体が行う場合にオンライン申請を活用するよう周知した。(平成24年11月)</p>		
⑧その他	<p>①東日本大震災の被災地域において、労働保険料の免除措置等を受ける事業主の申告を他と区別するため、判別コードを入力できるようシステム改修を行った。(平成23年度)【労働保険適用徴収】</p> <p>②電子申請による返戻書類にある「安定所長印の偽造防止措置(地紋)」については、今後発生するシステム改修案件と併せて撤廃に向けて検討していく。【雇用保険】</p> <p>③パソコンに不慣れな高齢者及び中小零細事業者等の事情に配慮し、窓口でのオンラインの入力補助・代行(窓口来所型)サービスの充実を図るため、ハローワークに電子申請端末を引き続き設置する。【雇用保険】</p> <p>④利用者の視点から見たニーズや課題等把握し、今後の申請システムの使い勝手の向上等に資するため、電子申請に関するアンケート調査を実施する(毎年度)【労働保険適用徴収・雇用保険・社会保険共通】</p> <p>⑤全国社会保険労務士会連合会と定期的に協議会を開催し、利用者や事業者の視点から見たニーズや課題等を把握し、業務プロセスの見直しや申請システムの使い勝手の向上を推進する。【労働保険適用徴収・雇用保険・社会保険共通】</p>	<p>①各種申告書において、免除措置等を受ける事業主の申告書内容を他と区別できるよう、判別コードの入力機能を実装した(平成23年10月)。</p> <p>②電子申請による返戻書類にある「安定所長印の偽造防止措置(地紋)」については撤廃した。(平成24年3月)</p> <p>③パソコンに不慣れな高齢者及び中小零細事業者等の事情に配慮し、窓口でのオンラインの入力補助・代行(窓口来所型)サービスの充実を図るため、ハローワークに電子申請端末を引き続き設置している。</p> <p>④利用者の視点から見たニーズや課題等を把握し、今後の申請システムの使い勝手の向上等に資するため、電子申請に関するアンケート調査を実施した。(平成23年度)アンケートで要望のあった別送扱いとしていた社会保険の各種届書の添付書類について、画像ファイルによる添付を可能とした。</p> <p>⑤全国社会保険労務士会連合会と協</p>	<p>④アンケートでは社会保険手続の画像ファイルの添付形式にPDFを追加すること、申請時のデータ容量の上限を拡大することについて要望があり、実現に向けて検討することとしている。</p>	

		<p>議会を開催し、利用者や事業者の視点から見たニーズや課題等を把握している。(月1回程度実施)      その中で、社会保険労務士を含めた利用者から要望が多かった離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の電子申請による受付の実現や年度更新申告手続き等について申請書控を返送する機能を実装するなど利便性向上を図った。(平成23年度、平成24年度)</p>	<p>⑤社会保険労務士から、一括申請機能を利用して申請したデータと処分通知等の返戻データを紐付けることで申請者側のデータ管理の利便性向上等を図ることの要望があり、検討することとしている。</p>	
<p>3 その他(検討体制・基本的考え方等共通事項の見直し(当初計画改定事項))</p>				

重点手続に関する業務プロセス改革計画（当初計画）の実施状況（平成 23～24 年度）

府省名：厚生労働省

手続分野名	輸出入・港湾			計画策定年月日	平成 24 年 5 月 25 日
主な手続名と手続数	食品等輸入の届出（1手続）				
1 成果指標・目標					
区分	業務プロセス改革計画（当初計画）で定められた事項			進捗状況（年度）	目標等の見直しについて（当初計画改定事項）
	成果指標	基準値（現状）	目標（達成時期等）		
①国民の利便性向上に関する指標	オンライン申請に要する時間	-	輸出入及び港湾手続における手続の簡素化等については、官民合同の検討の場としてシングルウィンドウ推進官民懇話会（財務省関税局主催）等で検討を行っているところであり、引き続き関係府省と連携して検討を行っていく。	約 95%の利用率があり、利用者を含めた懇話会においても特段の不满等はあがってはいないが、検討を行ってきた中で、基準値及び目標を設定した。	基準値（現状）：15 分（平成 23 年度） ※届出事項の入力完了後から、内容を確認し、実際に送信するまでに要する時間の平均値をログ分析により測定したもの。  目標（達成時期等）：平成 25 年度に予定している FAINS の NACCS への統合に合わせ実施する機能追加等により利便性向上を図ることで、確認に要する時間を現状より短縮する。
	オンライン申請に係る利用者の満足度	-	これまでにシングルウィンドウ推進官民懇話会に寄せられた手続の簡素化等に係る要望について、対応可能な範囲で所要の対応を実施しているところであり、引き続き利用者の立場に立って継続的な見直しを行っていく。	約 95%の利用率があり、利用者を含めた懇話会においても特段の不满等はあがっていない。引き続き利用率及び満足度の維持向上に向けた必要な見直しを図っていく。	-
②行政運営の効率化に関する指標	オンライン申請の受付 1 件当たりの費用	342 円/件（平成 22 年度）	300 円/件（26 年度末）	328 円/件（平成 23 年度）	-
	事務処理時間	審査の結果、検査等が不要と判断された届出の場合：即時	事務処理時間の短縮を図るため、手続に必要な添付書類のオンライン化を含めた検討を行っていく	事務処理時間の短縮を図るため、手続に必要な添付書類のオンライン化を含めた検討を引き続き行っている。	-
	登録検査機関における FAINS 端末の設置率	61.9%（平成 22 年度）	65%（26 年度末）	61.4%（平成 23 年度）	-
③国民の利便性向上と行政運営の効率化共通指標	オンライン利用率	94.3%（平成 22 年度） （1,886,736（平成 22 年度））	93%以上（平成 25 年度末） ※オンライン利用拡大行動計画の目標値を引き続き達成する。	94.6%（平成 23 年度） （1,982,253（平成 23 年度））	-
④その他	-	-	-	-	-
2 取組事項等					
事項	業務プロセス改革計画（当初計画）で定められた事項	平成 23～24 年度における実施状況		取組を進める上での課題（取組が進んでいない場合、その原因・理由等）、利用者等の意見・要望等	取組事項の見直しについて（当初計画改定事項）
		取組事項の実施状況（実施時期）			
①手続の必要性の見直し	-	-	-	-	-
②申請に必要な書類の削減・簡素化	衛生証明書を電気通信回線を通じて電子的に送信できる対象国を拡げるため、関係府省と協力の上、検討を行う。（衛生証明書を電子的に受領することにより審査等業務時間の短縮を図ることができる。）	電子的な衛生証明書の対象国を拡大するために、関係機関と連絡・調整を行っている。（平成 24 年度）	-	-	-
③申請システムの使い勝手の向上等	食品等の輸入届出件数の継続的な増加に伴い、検疫所における審査等業務量が増加していることから、平成 25 年度に予定している FAINS の NACCS への統合に合わせ、以下のような FAINS の機能追加等を実施することにより、利便性の向上を図る。 例）届出時における過去情報の再利用化 輸入貨物の通関状況確認機能 審査支援機能の拡充 など	平成 25 年 10 月の NACCS 統合に合わせ、FAINS の機能追加を実現するための要件定義・詳細設計・プログラム開発等を実施した。（平成 23～24 年度）	-	-	-
④オンライン申請時における本人確認方法に係る見直し等	-	-	-	-	-
⑤バックオフィス業務の見直し	現在、登録検査機関からの FAINS の利用は、ダイヤルアップ接続方式のみとなっているが、登録検査機関からの要望及びインターネットの普及率を踏まえ、平成 25 年度に予定している FAINS の NACCS への統合に合わせ、FAINS へのアクセス方式を現行のダイヤルアップ接続からインターネット接続への切り替えを行う。	平成 25 年 10 月の NACCS 統合に合わせ、登録検査機関からの FAINS のアクセス方式について、現行のダイヤルアップ接続からインターネット接続への切替を予定している。インターネット接続への切替に当たり、セキュリティに配慮したアクセス方式について検討を行っている。（平成 23～24 年度）	-	-	-
⑥経済的インセンティブの向上等	-	-	-	-	-
⑦広報・普及啓発	平成 25 年度に予定している NACCS への統合に合わせ、登録検査機関を対象として、インターネット接続の切替え等に関する説明会等を実施し、登録検査機関での FAINS 端末の導入の普及啓発を行う。	平成 25 年度に登録検査機関向けの説明会を実施する予定であり、説明会の実施時期・内容等についての検討を行っている。（平成 24 年度）	-	-	-
⑧その他	-	-	-	-	-
3 その他（検討体制・基本的考え方等共通事項の見直し（当初計画改定事項））					
-					